Ⅶ．減損会計関係

１．減損の認識

当事業年度において、以下の資産について減損処理いたしました。

⑴　減損を認識した固定資産の用途、種類、場所、帳簿価額等の概要　（単位：千円）

用途	種類	場所	帳簿価額
馬出地区の診療等	建物等	福岡市東区馬出３－１－１	195,548

⑵　減損の認識に至った経緯

病院再開発事業に伴い馬出地区の診療等の上記建物等について、全部又は一部につき、使用しないという決定を行ったため、減損を認識し、帳簿価額を回収可能サービス価額まで減額しております。

⑶　減損額の内訳　（単位：千円）

種類	損益計算書計上額	損益計算書に計上していない額		計
		損益外減損損失累計額	その他	
建物等	98,146	514	821	99,482

⑷　減損の有無について、複数の固定資産を一体として判定した場合の当該資産の概要及び当該資産が一体としてそのサービスを提供するものと認めた理由

馬出地区の診療等の建物等については、当該建物とこれに附属している設備は一体となって、そのサービスを提供するため、これらを一体として判定しております。

⑸　回収可能サービス価額の算定方法

固定資産の全部又は一部につき、使用しないという決定を行ったため、回収可能サービス価額として使用価値相当額を採用しております。使用価値相当額については、当該資産の帳簿価額に、当該資産につき使用しないという決定を行った部分以外の部分の割合を乗じて算出した価額を用いております。

２．減損の兆候

当事業年度において、以下の資産について減損の兆候が認められました。

⑴　減損の兆候が認められた固定資産の用途、種類、場所、帳簿価額等の概要

（単位：千円）

用途	種類	場所	帳簿価額
馬出地区の歯学研究院の研究等	建物等	福岡市東区馬出３－１－１	98,691

⑵　認められた減損の兆候の概要

病院再開発事業に伴い旧歯学部病院を歯学系総合研究棟に改修し、機能が移転したことにより、歯学研究院の研究等の上記建物等の使用実績が取得時に比べ著しく低下しているため、当該資産について減損の兆候を認めております。

⑶　減損の兆候の有無について、複数の固定資産を一体として判定した場合の当該資産の概要及び当該資産が一体としてそのサービスを提供するものと認めた理由

歯学研究院の研究等の建物等については、当該建物とこれに附属している設備は一体となって、そのサービスを提供するため、これらを一体として判定しております。

⑷　減損を認識しない根拠

歯学研究院の研究等の建物等については、歯学研究院等将来計画検討委員会の中で、今後も利用する計画があります。

Ⅷ．資産除去債務関係

１．資産除去債務の内容についての簡潔な説明

「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」に関する放射性同位元素の汚染除去費用、「石綿障害予防規則」に関するアスベストの除去費用及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」に関する特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化に要する費用について資産除去債務を計上しております。

２．支出発生までの見込期間、適用した割引率等の前提条件

使用見込期間を建物の耐用年数を参考に主に11～47年と見積もり、割引率は1.458～2.292％を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

３．資産除去債務の総額の期中における増減内容

期首残高	292,827千円
時の経過による調整額	4,951千円
期末残高	297,779千円

Ⅸ．土地の譲渡に伴う資本金の減少

名称	六本松団地、六本松寄宿舎及び運動場	馬出地区
譲渡した土地の帳簿価額及びその概要	帳簿価額：9,290,000千円 面積：88,512.07㎡ 所在地：福岡市中央区六本松４丁目300番１外	帳簿価額：246,804千円 面積：2,505.94㎡ 所在地：福岡市東区馬出３丁目１番
譲渡理由	新たなキャンパス整備のため、不要となる六本松団地等を譲渡するため	福岡市からの道路改良工事に伴う土地譲渡の要請に応じたため
譲渡収入の額	13,057,000千円	490,161千円
独立行政法人国立大学財務・経営センターへの納付額の算定に当たり譲渡収入より控除した費用の額	12,774,826千円	1,000千円
独立行政法人国立大学財務・経営センターへの納付額	282,173千円	244,580千円
独立行政法人国立大学財務・経営センターへの納付が行われた年月日	平成24年３月30日	平成24年３月30日
減資額	200,756千円	123,402千円

Ⅹ．金融商品の状況に関する事項

１．金融商品の状況に関する事項

当法人は、資金運用については預金、国債、地方債及び政府保証債等に限定し、また、資金調達については、独立行政法人国立大学財務・経営センターからの借入れにより実施しております。

資金運用にあたっては国立大学法人法第35条が準用する独立行政法人通則法第47条の規定に基づき、預金、国債及びＡ格以上の社債等を保有しています。

未収附属病院収入は、債権管理細則に沿ってリスク管理を行っております。

国立大学財務・経営センター債務負担金及び長期借入金の使途は附属病院の整備資金であり、文部科学大臣の事前承認に基づいて借入れを実施しております。

第明治三十二種五郵便物認可